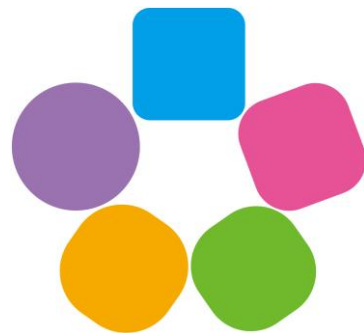


男女がともにあゆみ育てるまち—あいなんの創造—

第3次愛南町男女共同参画推進計画

令和4年度進捗状況報告書



いろこい あいなん
ainan
愛媛県 愛南町

第3次愛南町男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況報告書

◎順調(目標達成済) ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

| 第3次計画の体系 | | | 具体的な取組 | 数値目標 | 取組状況 | 課題評価 | 令和5年度以降の計画 | 回答課 | |
|----------------------|-----------------------|--|--|---|--|---|---|---------------------------------|---------|
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | | | | | | |
| [1]男女の人権の尊重 | 【1】お互いの人権を尊重 | 1. 人権の尊重と人権意識づくり | 情報を主体的に読み解く力、自ら発信する能力の育成支援 | ①正しい人権意識を持つための学習機会を提供します。 ②学校・公民館等から有害情報を排除します。 ③人権同和教育指導者養成講座を開催するなど、人権・同和教育を推進します。 | - | ①③人権啓発室が開催した人権・同和教育指導者養成講座で女性の人権について研修を実施しました。 ○ | ①③学習機会の提供、人権・同和教育指導者養成講座を実施できています。 | ①③人権・同和教育による啓発を図りながら、活動支援を行います。 | ①③人権啓発室 |
| | | | 男女共同参画の視点に立った表現の促進 | ①男女共同参画の視点に立った表現の調査研究を実施し、性差別につながる不適切な表現で町の広報紙やホームページ、刊行物等を作成するように努めます。 ②町の広報紙やホームページ、刊行物等の作成時に女性職員の視点を生かします。 | - | ②公民館にて有害な図書等の有無を検査しました。 ○ | ②様々な利用者がある公民館において、有害情報排除のための図書等の検査は必須です。 ○ | ②今後も有害情報の排除に努めます。 | ②生涯学習課 |
| | | | 学校教育全体を通じた指導の充実 | ①男女共同参画の視点に立ち、児童・生徒の心身の発達段階に応じた学習の系統化を図ります。 ②性別によらない、児童・生徒の個性や特性に応じた進路指導を実施します。 ③家庭科、道徳科の充実を図るとともに、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した体験的な男女平等に関する教育を推進します。 ④ボランティアなど勤労体験学習等の充実を努めます。 | - | ②児童生徒へ支給しているタブレット端末へのフィルタリングを実施しました。 ○ | ②有害サイトや違法サイトなどの危険性があるサイトへのアクセスや使用するアプリの制限を設定することで、トラブルを未然に防ぐことができます。 ○ | ②今後も有害情報の排除に努めます。 | ②学校教育課 |
| | 教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進 | ①男女共同参画に対する正しい理解の浸透を図るため、教育関係者等に対する研修等の実施や意識啓発を実施します。 ②教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等を実施します。 ③PTA活動を通じた男女共同参画や家庭教育の向上につながる学習など、男女が共に学ぶ機会を提供します。 | - | ①②文章の内容について、不適切な表現になっていないか校正の段階で複数の者がチェックしました。 ○ | ①②チェック体制が機能しており、適切な表現を保持しています。 | ①②引き続き、チェック体制を堅持します。 | ①②総務課 | | |
| 【2】学びの場における男女共同参画の推進 | 3. 学校等における男女平等の教育の推進 | 学校教育全体を通じた指導の充実 | ①男女共同参画の視点に立ち、児童・生徒の心身の発達段階に応じた学習の系統化を図ります。 ②性別によらない、児童・生徒の個性や特性に応じた進路指導を実施します。 ③家庭科、道徳科の充実を図るとともに、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した体験的な男女平等に関する教育を推進します。 ④ボランティアなど勤労体験学習等の充実を努めます。 | - | ①～④学習指導要領、愛媛県教育基本方針「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」に基づき、課題の解決に努めました。 ○ | ①愛媛県教育委員会の教育基本方針により、実施しています。 | ①～④学習指導要領、愛媛県教育基本方針「全ての子どもたちの自信を育み、安心して学べる環境の整備」に基づき、課題の解決に努めます。 | ①～④学校教育課 | |
| | | 教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進 | ①男女共同参画に対する正しい理解の浸透を図るため、教育関係者等に対する研修等の実施や意識啓発を実施します。 ②教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等を実施します。 ③PTA活動を通じた男女共同参画や家庭教育の向上につながる学習など、男女が共に学ぶ機会を提供します。 | - | ①②愛媛県教育基本方針「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」に基づき、人権・同和教育等の研修を実施しました。 ○ | ①②愛媛県教育基本方針「教職員の資質・能力の向上」の中で教職員研修の充実を図っています。 | ①②愛媛県教育基本方針「教職員の働きがいのある魅力的な組織づくり」に基づき、人権・同和教育等の研修を実施します。 | ①②学校教育課 | |
| 4. 多様な学習機会の提供 | 男女共同参画に関する講演会等の実施 | ①男女共同参画に対する理解を深めるための、住民を対象とした講演会等の実施に努めます。 ②男性や若年層など、誰もが参加しやすい男女共同参画についての講演会等の実施に向け、開催時間帯や曜日などに配慮します。 | ■社会全体において男女の地位が平等になっていると思う人の割合 ・平成22年度: 10.1%(現状値) ○第1次計画(H23～H27)目標値: 50.0% ・平成27年度: 16.3%(現状値) ○第2次計画(H28～R2)目標値: 50.0% ・令和2年度: 18.1%(現状値) ○第3次計画(R3～R8)目標値: 50.0% | - | ①②人権啓発室が開催した人権・同和教育指導者養成講座で女性の人権について研修を実施しました。 △ | ①②講演会の実施について、関心を持つ方の参加は想定されますが、関心のない方は参加しないと見込まれます。関心のない方への理解促進が必要であると考えます。 | ①②男女共同参画について関心のない方の男女共同参画に対する理解を深めるための取組を見直します。 | ①②企画財政課 | |
| | | ①女性団体メンバーの講演会等への参加について支援しました。 ○ | ①②より多くの住民が社会貢献活動等の先進事例等に触れる機会が必要です。 | ①②今後も住民に対する啓発を継続します。 | ①②生涯学習課 | | | | |

第3次愛南町男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況報告書

◎順調(目標達成済) ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

| 第3次計画の体系 | | | 具体的な取組 | 数値目標 | 取組状況 | 課題評価 | 令和5年度以降の計画 | 回答課 | |
|---------------|------------------------|--|--|---|--|---|--|-------------------------------------|--------|
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | | | | | | |
| [1]男女の人権の尊重 | [2] 学びの場における男女共同参画の推進 | 4. 多様な学習機会の提供 | 家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実 ①家庭における固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成を図るとともに、男女がともに家事・育児・介護など家族的責任を担うことについての広報・啓発に努めます。 ②公民館において、地域住民を対象とした講座等の開催など、男女共同参画に対する意識を高める学習機会の提供に努めます。 ③地域ごとや小グループでの男女共同参画についての勉強会等に対する支援に努めます。 ④男女共同参画に関する資料や図書の整備、情報提供等による学習支援に努めます。 | - | ①妊娠届出時に保健師が面接し、妊娠中、産後に家族の協力が得られるかどうかの聞き取りを実施しました。父子健康手帳の配布を行い、父親の家事、育児の協力を促しました。 ②女性の食への関心を高めるため「男の料理教室」を実施しました。 ④男女共同参画に関する書籍、SDGSの関連の図書を集めて展示を行いました。 | ○ | ①妊娠中や子育て中の家庭に対し、父親の育児参加について情報提供を行っています。赤ちゃん訪問時のアンケートにおいて育児に協力する父親の割合は、令和3年は87.9%でしたが、令和4年は93.2%で5.3ポイント上昇しています。 ②募集だけでは参加者が集まらないため、個別に声掛け等を行い参加者を募っている状況です。 ④展示コーナー等、情報提供の方法を工夫して学習支援に努めました。 | ①赤ちゃん訪問や乳幼児健診等で父親の育児参加について啓発していきます。 | ①保健福祉課 |
| | | | ③④平成31年度の事業開始から学習会の支援について周知を行っていますが、申請件数は0件です。 ④関係機関から通知のある講師派遣のチラシ等を窓口に掲示しました。学習会実施の際の貸し出し用DVDを常備しています。 | - | ○ | ③④講師の案内を行う等、支援方法を見直します。 | ③④企画財政課 | | |
| | | | ③④平成31年度の事業開始から学習会の支援について周知を行っていますが、申請件数は0件です。 | - | ○ | ③④企画財政課 | ③④企画財政課 | | |
| [2]意思決定への共同参画 | [3] 政策や方針決定過程への女性の参画推進 | 5. 政策・方針決定過程における女性の参画推進 | あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進 ①各種審議会等における委員や、町職員の管理職など政策決定の場において、数値目標を伴うポジティブ・アクション(積極的改善措置)の導入による女性の登用数の確保を図ります。 ②各種委員の選出に際しての公募制の拡大を図るとともに、子育て中、介護中の人でも参加しやすい形式の会議、委員会等の設定に努めます。 ③公聴会、パブリックコメント、アンケート等を通じて、住民の町政に対する意見を広く収集し、施策への反映に努めます。 | ①審議会等における女性委員の割合 ■令和5年3月:28.4% ②愛南町住民参画推進条例第10条の規定により、男女の構成比率をそれぞれ3割以上とすることとし、その推進に努めました。 ②委員会開催前に各委員に参加可能な日程の口頭確認を行いました。 ■行政評価委員会、各地域審議会、入札監視委員会、人材育成事業審査会、総合計画策定推進委員会 総数62人中女性29人(46.8%) | △ | ①委員の女性委員の割合は目標に届かず、3割を下回っています。住民の参画意欲向上を図る必要があります。 ②企画財政課管轄内における審議会等の女性登用率は、目標値に達しており順調です。公募制の拡大については、募集人数に満たない応募数のため、住民の参画意欲向上を図る必要があります。 | ①②引き続き女性委員の登用に努めるとともに、住民の町政への参画意欲を高めるため積極的な情報提供に努めます。 | ①～③総務課 | |
| | | | 町女性職員の管理職への登用促進等 ①将来的な管理職への登用を視野に、多様な業務経験を積むことのできる人事配置の推進及び計画的な職員研修の実施等を通じて、職責に応じた知識・技能を備えた人材の育成を図るとともに、個人の意欲・能力・実績等に基づく公平・公正な人材登用を行います。 | ■審議会等における女性委員の割合 ・平成22年度:10.1%(現状値) ○第1次計画(H23～H27)目標値:40.0% ・平成27年度:16.3%(現状値) ○第2次計画(H28～R2)目標値:40.0% ・令和2年度:32.5%(現状値) ○第3次計画(R3～R8)目標値:40.0% ◆管理職(課長相当職)に占める女性の割合 ○特定事業主行動計画目標値:22% | ○ | ②次回の委員公募の際に、住民の参画意欲向上のため積極的な周知に努めます。また、引き続き、委員の方が会に参加しやすいよう調整を行います。 | ②企画財政課 | | |
| | | 女性の能力発揮のための機会拡大に向けた積極的な取組 ①事業者に対し、男女均等な機会・待遇の確保等についての情報提供を行います。 | - | ○ | ①今後も適材・適所を基本として、意欲や能力・実績に基づく、公平な人材登用を行います。 | ①総務課 | | | |
| | | 女性地域リーダーの発掘と育成 ①まちづくり、観光分野で活躍する人材の発掘及び女性の地域リーダー育成に努めます。 ②様々な分野の政策や方針決定過程において、女性の参画が進むよう、広報活動を行います。 | - | ○ | ①今後も継続して実施します。 | ①商工観光課 | | | |
| | | | 女性地域リーダーの発掘と育成 ①まちづくり、観光分野で活躍する人材の発掘及び女性の地域リーダー育成に努めます。 ②様々な分野の政策や方針決定過程において、女性の参画が進むよう、広報活動を行います。 | - | ○ | ①女性の参加者もあり、観光分野での人材育成につながっています。より多くの住民に町内の魅力を認識してもらう機会が必要です。 ②パンフレットに興味を持つ方が少ないため、設置場所を増やす必要があります。 | ①今後も住民に対する啓発や働きかけを継続して実施します。 | ①商工観光課 | |
| | | | ②えひめ女性財団による女性エンパワメントカレッジ講座等のパンフレットを窓口に掲示しました。 | - | ○ | ②パンフレットを窓口を設置できる機関へ依頼します。また、場合によっては事業者等に直接周知します。 | ②企画財政課 | | |

第3次愛南町男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況報告書

◎順調(目標達成済) ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

| 第3次計画の体系 | | | 具体的な取組 | 数値目標 | 取組状況 | 課題評価 | 令和5年度以降の計画 | 回答課 | |
|-------------------|------------------------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|----------|
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | | | | | | |
| [2]意思決定への共同参画 | 【3】政策や方針決定過程への女性の参画推進 | 6. 女性人材の育成と情報提供の充実 | 女性の能力開発にむけた学習の場の提供 | ①女性の能力開発を図るための講座や、学習の機会等に関する情報を広報やホームページ等を活用して提供します。 ②女性リーダー同士の情報交換、学習会に対する支援を行います。 | - | ①女性を含めた地区組織に対して、学習の機会を持ち、その情報を広報やケーブルテレビ等で周知しました。 ○ | ①女性を含めた団体や住民に対して、学習の機会を提供しています。学習した情報等を広報やホームページで周知しています。 | ①女性を含めた団体や住民に対して、学習の機会を提供を行い、その情報について広報やホームページ等を通じて周知していきます。 | ①保健福祉課 |
| | | | 男女共同参画の視点に立った地域活動への支援 | ①女性リーダー同士の情報交換、学習会に対する支援を行います。 | - | ②男女共同参画に関する学習会支援事業について、広報、ホームページ、ケーブルテレビ、事業者への通知にて周知しました。 | ②学習会の支援について、周知を行っていますが、申請はありませんでした。女性リーダーに限定せず、町内の事業者等に県内で行われている学習会を紹介することが必要です。 | ②愛媛県やえひめ女性財団から送付されるパンフレット等を事業者等に周知します。 | ②企画財政課 |
| | | 7. 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 | ①性別や年齢に関わらず、誰もが積極的に参加できるボランティア活動の充実を図るとともに、誰もがその能力を十分に発揮できるように、ボランティアネットワークの構築を目指します。 ②自主的な活動を行う各種団体の活動を支援し、行政との協働を推進します。 ③地域の自主的活動の支援をはじめ、地域のネットワークづくり、各種地域団体の活動を支援します。 | - | ①愛南町ボランティア連絡会が中心となり、地域交流センターを軸とした地域福祉交流事業を実施し、活動ネットワークの拡充を図れるように助言・指導を行いました。 ②③地域防災活動、地域文化の継承、子育て支援等の活動を推進している「連合婦人会」の活動を支援するため、補助金を支出しました。 | ①新型コロナウイルス感染症について、県および町に準ずる対応を行い、事業縮小、地域交流センターの閉鎖、時間短縮の対応をしました。コロナ禍でも実施可能な地域福祉事業の企画・実施を検討する必要があります。 ②③婦人会は、地域活動を推進する上で欠かせない存在となっており、その活動を支援することには意義があります。 | ①定期的に関催されるボランティア連絡会加入団体代表者会に出席し、助言、指導、情報共有を行っています。 | ①保健福祉課 | |
| | 8. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進 | まちづくり分野での女性の参画推進 | ①まちづくりを担う地域リーダーを育成するための学習会の開催を支援します。 | - | ①えひめ女性財団による女性エンバフメントカレッジ講座等のパンフレットを窓口に掲示しました。 | ○ | ①パンフレットに興味を持つ方が少ないため、設置場所を増やす必要があります。 | ①パンフレットを窓口に設置できる機関へ依頼します。また、場合によっては事業者等に直接周知します。 | ①企画財政課 |
| | | 観光分野での女性の参画推進 | ①地域の観光資源の掘り起こしや、観光関連商品・サービスへの女性の参画を促進します。 | - | ①懇話会メンバーとして参画いただき、本町における商工観光業の振興に関して意見を提言していただきました。 | ○ | ①積極的に意見を提言していただいています。 | ①今後も積極的に意見を取り入れていく方向で取り組みます。 | ①商工観光課 |
| | | 環境分野での女性の参画推進と環境保全活動への参画支援 | ①環境保全活動を行う団体への女性の参画を支援するとともに、環境保全活動を行います。団体・行政・研究機関・NPO等の団体とのネットワークの構築・連携を支援します。 ②環境問題に関する情報提供や勉強会等への支援を行います。 | - | ①②住民による環境学習や地域猫のボランティア活動を支援する中で女性の自発的な参加を促しました。児童を対象に小学校9校で環境学習会を開催し、環境意識の醸成に努めました。 | ①②児童・生徒を中心とした環境学習会や各種団体によるボランティア活動を支援しており、今後も住民誰もが参画できる環境活動グループの育成が重要です。 | ①②引き続き環境活動グループの取組みを支援します。 | ①②環境衛生課 | |
| [3]地域社会の慣行についての配慮 | 【5】男女共同参画への理解促進と意識の浸透 | 9. 社会制度・慣行の見直しの推進 | 男女共同参画に関する情報の収集・提供 | ①男女平等の慣行や、社会通念の実態について把握に努めるとともに、町内の男女共同参画に関する取組や活動状況などについての調査及び結果の公表に努めます。 | - | ①本町における男女共同参画社会の形成、又は女性に関する施策の推進状況について調査し、県に報告しました。 | ①審議会における女性雇用率など、詳細なデータを毎年県へ報告しています。今後も、より正確なデータ提供等で、本町の男女共同参画社会づくりの推進状況を把握できるよう努めます。 | ①引き続き男女共同参画社会づくりの推進状況を調査し、町内での取り組み状況や課題、計画の推進状況等の把握に努めます。 | ①企画財政課 |
| | | 10. 啓発・広報活動の推進 | 啓発・広報活動の推進と社会制度・慣行の見直し | ①男女共同参画に関する学習会の開催を支援し、男女共同参画についての理解促進と意識の浸透を図ります。 ②住民や事業者に対し、男女共同参画の妨げとなる社会制度や慣行を見直すことについて、呼びかけを行うとともに、男女平等意識の浸透を図るための広報・啓発活動に努めます。 ③男性や若年層を対象とした性別による固定的な役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の充実を図ります。 | - | ①男女共同参画に関する学習会支援事業について、広報、ホームページ、ケーブルテレビ、施設への通知にて周知しました。 ②関係機関から通知のある講師派遣のチラシ等を窓口に掲示しました。 ③庁内の若手職員に向けて、男性の家事に関する庁内研修「カジダン」を実施しました。 | ①学習会の支援について、平成31年度の事業開始から周知を行っていますが、申請件数は0件です。 ③男性や若年層を対象とした性別による固定的な役割分担意識の解消に関する研修を実施できました。 | ①企業への通知範囲を広げると、周知方法を工夫し、周知回数を増やします。 ③今後も様々な形で継続して周知します。 | ①～③企画財政課 |

第3次愛南町男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況報告書

◎順調(目標達成済) ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

| 第3次計画の体系 | | | 具体的な取組 | 数値目標 | 取組状況 | 課題評価 | 令和5年度以降の計画 | 回答課 | |
|-------------------|-------------------|------------------------|---|---|--|--|---|---|------------------|
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | | | | | | |
| [4]ライフワーク・バランスの推進 | 【6】ライフワーク・バランスの推進 | 1.1. 家庭生活における男女共同参画の推進 | 男女平等の理念に基づく、個人・家庭を尊重する意識の啓発 | ①家庭において、固定的な役割分担にとられない意識づくりのための啓発活動を推進します。 ②生活と仕事の調和(ライフワーク・バランス)の浸透と、意識づくりのための啓発活動を推進します。 | - | ①男性の食への関心を高めるため「男の料理教室」を実施しました。 ○ ②庁内の若手職員に向けて、男性の家事に関する庁内研修「カジャン」を実施しました。 | ①募集だけでは参加者が集まらないため、個別に声掛け等を行い参加者を募っている状況です。 ○ ②家庭生活と仕事の両面で活用できる内容の研修を実施できました。 | ①今後も、各地域のニーズに応じて、事業実施を計画していきます。 ②今後もライフワーク・バランスについての研修を実施するなど、啓発活動を推進していきます。 | ①生涯学習課 ②企画財政課 |
| | | | 職業生活と家庭生活が両立できる支援体制の整備 | ①育児休業・介護休業の制度等の普及をはじめ、男女がともに働きながら育児や介護に取り組むことができる条件や環境づくり、支援体制の整備等について、事業者への周知・啓発に努めます。 | ■夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである(「夫は仕事」「妻は家庭」という考え方)に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合 ・平成22年度:52.9%(現状値) ○第1次計画(H23~H27)目標値:70.0% ・平成27年度:76.9%(現状値) ○第2次計画(H28~R2)目標値:80.0% ・令和2年度:79.3%(現状値) ○第3次計画(R3~R8)目標値:85.0% | ①就職支援センターを通じて町内の事業所に対し、安心して女性が働ける職場作りについて啓発しました。 ○ | ①求人受付の際に事業所への啓発活動を行っており、また、関係機関と連携して支援整備等の情報提供等を行っています。 | ①今後も継続して実施します。 | ①商工観光課 |
| | | 子育て支援体制の整備 | ①地域子育て支援拠点事業をはじめ、地域社会全体で子育てをサポートできる体制づくりに努めるとともに、あいなん子育て応援グループ機関誌などによる、子育てに関する情報を収集・提供します。 ②ボランティアネットワークの構築など、子育て支援体制の整備を図ります。 | - | ①地域子育て支援拠点による関係機関等への事業カレンダーの配布、掲示や広報での情報提供を行いました。 ②地域子育て支援拠点事業:3か所 ○ | ①②地域の子育て家庭の相談指導、子育て情報の提供等、育児支援基盤の形成が図られており、子育て親子の相談の場・集いの場となり不安等が緩和されています。 | ①②制度を周知し、利用普及に努めます。 | ①②保健福祉課 | |
| | | 保育体制の整備 | ①多様化する保育ニーズを把握し、保育体制の充実を図ります。 | ■延長保育の実施箇所数 ・平成22年度:3箇所(現状値) ○第1次計画(H23~H27)目標値:5箇所 ・平成27年度:5箇所(現状値) ○第2次計画(H28~R2)目標値:5箇所 ・令和2年度:5箇所(現状値) ○第3次計画(R3~R8)目標値:5箇所 | ①保育所、延長保育、一時保育、病児保育を実施しました。 ■保育所:公立6か所、私立2か所 ■延長保育:5か所 ■一時保育:1か所 ■病児保育:1か所 ○ | ①保育の必要性のある児童は全て受け入れることができ、待機児童はいませんでした。延長保育、一時保育、病児保育についてもほぼ順調に実施できています。保育士不足による保育体制の維持が課題となっていますが、利用希望者のニーズに対して必要な保育サービスは、ほぼ実施できました。 | ①地域等のニーズを把握しながら必要な保育サービスの実施と制度周知に努め、必要な保育サービスの提供を受けられる環境整備を目指します。 | ①保健福祉課 | |
| | | 放課後待機児童対策の充実 | ①放課後待機児童に関する状況を確認し、住民のニーズの把握に努めるとともに、関係機関等と連携した放課後待機児童の受け入れ体制の整備に努めます。 | - | ①年度当初から入会保留児童なく、受け入れられました。 ◎ | ①定員を超える申込はありましたが、年度当初から待機児童無しとなりました。支援員不足等の課題はありますが、関係各課等と連携を図りながら運営を進めています。 | ①運営状況の把握と関係各課と連携した課題解決に努め、待機児童なしを目指します。 | ①保健福祉課 | |
| | | 高齢者介護サービスの充実 | ①介護・保健施設等との連携を図りながら介護保険制度の円滑な運営を図ります。 ②認知症サポーターや生活サポーター養成講座を実施します。 ③男女のニーズの違いに配慮した医療や介護・介護予防対策を推進します。 ④家族介護者の負担軽減を図るための体制の整備に努めます。 | - | ①③④男女のニーズの違いに配慮し、医療や介護・介護予防等のサービスの調整・介護予防ケアマネジメントを実施しました。介護予防支援:218件、介護予防ケアマネジメント:124件 ○ ②認知症サポーター養成講座では、1団体・1回・2人のサポーターを養成しました。 | ①③④ケアマネジメントの実施については、支援の必要な方に、個別のアセスメントを実施し、男女のニーズに配慮した医療や介護サービスの調整支援を行うことができている。②認知症サポーター養成講座については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業推進が困難となり、開催回数が減少傾向です。令和5年3月末現在における認知症サポーター数は累計で2,209人となり、増加しています。 | ①③④ケアマネジメントについては、令和5年度以降も後期高齢者の増加が予測されており、数十件程度の増加が見込まれています。今後も男女のニーズの違いに配慮した医療・介護・介護予防の対策を行っていきます。 ②新型コロナウイルスの地域の感染状況をみながら認知症サポーター養成講座開催の要望に対応していきます。 | ①~④高齢者支援課 | |
| | | 1.3. 多様な働き方への条件整備 | 職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備 | ①就職支援センターを通じ、安心して女性が働ける職場づくりの啓発活動を推進します。 ②パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を図ります。 | - | ①②就職支援センターを通じて情報提供を行いました。 ○ | ①②求人受付の際に事業所への啓発活動を行っており、また、関係機関と連携して支援整備等の情報提供等を行っています。 | ①②今後も継続して実施します。 | ①②商工観光課 |
| | | | 起業支援等就業環境の整備 | ①起業や事業経営に関する情報提供や、知識の習得等への支援を行います。 | - | ①愛南町や関係機関の支援制度を周知し、起業・創業等の啓発を行いました。 ○ | ①周知活動を行い、起業化について相談を受け付けました。 | ①今後も継続して実施します。 | ①商工観光課 |

第3次愛南町男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況報告書

◎順調(目標達成) ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

| 第3次計画の体系 | | | 具体的な取組 | 数値目標 | 取組状況 | 課題評価 | 令和5年度以降の計画 | 回答課 | | | |
|--------------------|---------------------|------------------------|--------------------------|---|------|---|------------|--|--|---------|--|
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | | | | | | | | |
| [4]ライフ・ワーク・バランスの推進 | 【7】働く場における男女共同参画の推進 | 14. 就労場における男女共同参画の推進 | 男女雇用機会均等法の周知・徹底 | ①様々な媒体や機会を通じて、男女雇用機会均等法の周知・普及に努めます。 ②事業所等に対し、採用や待遇面での男女差解消に向けた啓発に努めます。 | - | ①②就職支援センターを通じて町内事業所に対し、雇用機会均等法の意義等、女性が安心して働ける職場づくりを周知しました。 | ○ | ①②求人の際の性別不問を徹底し、性別による就業機会の不平等がないように啓発し、また労働に関する悩み相談の、窓口照会・ハンドブックの設置などを行い、処遇改善への啓発を行いました。 | ①②今後も継続して実施します。 | ①②商工観光課 | |
| | | | 女性の就労継続支援 | ①事業者に対し、母性健康管理の条件整備に係る重要性等の周知・啓発に努めます。 | - | ①就職支援センターの求人票及び相談受付を通じて、周知しました。 | ○ | ①就労の段階で、女性が条件の整っている事業所をきちんと選択できるよう相談を受けています。 | ①今後も継続して働きかけを実施します。 | ①商工観光課 | |
| | | | 女性の再チャレンジ支援 | ①就職支援センター等関係機関の協力を得て、子育てや介護等で一時仕事を中断した女性の再就職(女性の再チャレンジ)のための情報収集と提供に努めます。 | - | ①就職支援センターを通じ、関係機関の協力を得て、再就職に関する情報提供を行いました。また、再就職等の支援を目的とした就職支援セミナー及びPC教室を開催しました。 | ○ | ①女性の再就職支援のため、情報提供等を行っていますが、雇用条件と求職者の条件(希望)のミスマッチにより、厳しい雇用情勢が続いています。 | ①今後も継続して実施します。 | ①商工観光課 | |
| | | | 多様なハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備 | ①事業者に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する就業規則での規制や相談窓口の設置など、雇用管理上の事業主の配慮義務について周知・啓発に努めます。 ②町職員に対して、役割に応じたハラスメント防止研修を計画的に実施し、職員のハラスメント防止に向けた意識啓発及び知識向上を図ります。 ③セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する一元的な相談窓口を設置し、全ての町職員が安心して働くことのできる職場環境を整えます。 | - | ①就職支援センターを通じて、事業者に周知を行いました。 ②役割に応じ、ハラスメント防止研修を実施しています。 ③ハラスメントに関する相談窓口を設置しています。 | ○ | ①より多くの事業者に知ってもらう機会が必要です。 ②全対象職員にハラスメント防止研修を実施しました。 ③ハラスメントに関する相談窓口を設置し、その旨を周知しました。 | ①引き続き周知を行います。 | ①商工観光課 | |
| | | 15. 農林水産業における男女共同参画の確立 | 各種団体における女性委員の参画促進 | ①農協や漁協など、関係団体における役員や委員、また組合員としての女性の参画推進のための広報・啓発に努めます。 | - | ①農業委員会の委員に占める女性の割合:11.4% ②愛南漁協女性部会をはじめ、その活動に対する支援を農・漁協と連携して実施しました。 | △ | ①女性農業者への積極的な周知活動が必要です。 | ①次期改選時(令和8年7月)に向け、女性農業者及び地区の代表者等へ委員の積極的な女性登用を働きかけます。 | ①農林課 | |
| | | | 農林水産業の事業者や関係団体への意識啓発 | ①固定的な性別役割分担意識と、それに基づく習慣・しきたりを改めるための啓発に努めます。 | - | ①関係団体が開催する会議の場において、男女共同参画の取り組みについて話し合いを行いました。 | ○ | ①行政・漁協の協力のもと、女性の独立した水産業の振興が図られました。町の「ぎょよく教育」の普及活動にも積極的に参加しています。併せて起業家の学習支援も行っています。 | ①引き続き、活動を支援します。 | ①水産課 | |
| | | | | | - | ①関係団体が開催する会議の場において、男女共同参画の取り組みについて話し合いを行いました。 | ○ | ①農業者の男女共同参画への理解が深まるような啓発・周知活動が必要です。 | ①農業者や関係団体へ引き続き、啓発活動を実施します。 | ①農林課 | |
| | | | | | - | ①ブルーツーリズムの体験事業を企画・実施しました。 | △ | ①ブルーツーリズムについては、1事業者しかなく、新たな事業者の掘り起こしが必要です。 | ①今後も新たな事業者の掘り起こしに向け取り組んでいく予定です。 | ①水産課 | |
| | | | | | - | | | | | | |
| | | | | | - | | | | | | |

第3次愛南町男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況報告書

◎順調(目標達成済) ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

| 第3次計画の体系 | | | 具体的な取組 | 数値目標 | 取組状況 | 課題評価 | 令和5年度以降の計画 | 回答課 |
|-------------------------|---------------------|------------------------|--|--|--|--|--|--------------------------------------|
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | | | | | |
| [4]ライフワーク・バランスの推進 | 【7】働く場における男女共同参画の推進 | 15. 農林水産業における男女共同参画の確立 | 農林水産業での女性の地位確立と活動しやすい環境づくり | ①家族経営協定に関する啓発と締結を支援します。 ②女性の認定農業者の増加に向けて支援します。 ③女性の視点を活かした農林水産業の6次産業化支援、またグリーンツーリズム、ブルーツーリズムへの取組を支援します。 ■農家の家族経営協定締結数 ・平成22年度:46件(現状値) ○第1次計画(H23~H27)目標値:70件 ・平成27年度:51件(現状値) ○第2次計画(H28~R2)目標値:70件 ・令和2年度:50件(現状値) ○第3次計画(R3~R8)目標値:70件 | ①1件の新規協定締結はありましたが、死亡等による減少もあり、前年より2件減少し、45件です。 ②制度についての周知等を行いました。女性の認定農業者数は前年同様2名です。 ③グリーンツーリズムは、受入れ体制の確立と人材育成の推進を図る各種研修事業を実施しました。 ④ブルーツーリズムの体験事業を企画・実施しました。 | △ ①制度について周知を図り、経営参画への条件整備等を行う必要があります。 ②制度についての周知は必要ですが、そもそも女性農家が少ないのが現状です。 ③農林漁家民宿件数は、令和4年度末時点で2件のみであり、今後新たに農林漁家民宿開業者の掘り起こしを行う必要があります。 | ①制度についての周知等を引き続き実施します。 ②制度についての周知等を引き続き実施します。 ③グリーン・ツーリズムを継続実施します。 | ①②③農林課 |
| | | | ③ブルーツーリズムについては、1事業者しかなく、新たな事業者の掘り起こしが必要です。 | △ ③今後も新たな事業者の掘り起こしに向け取り組んでいく予定です。 | ③水産課 | | | |
| [5]生涯にわたる安心・安全な男女の健康づくり | 【8】あらゆる暴力の根絶 | 16. あらゆる暴力の根絶 | 人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発 | ①町広報やホームページ等を通じた、暴力防止についての啓発を推進します。 ②教育委員会、学校等と連携した、児童・生徒を対象とする暴力防止についての意識啓発に努めます。 ③若年層を対象とする暴力防止について啓発に努めます。 ④人権の日、人権週間等の機会に、シンポジウムの開催等を通して、啓発活動を推進します。 ■DV防止法を知っている人の割合 ・平成22年度:66.4%(現状値) ○第1次計画(H23~H27)目標値:100.0% ・平成27年度:85.2%(現状値) ○第2次計画(H28~R2)目標値:100.0% ・令和2年度:88.1%(現状値) ○第3次計画(R3~R8)目標値:100.0% | ①国や県から届く啓発資材を窓口に掲示しました。また、啓発資材を担当課に共有しました。 ②各種現職教育研修会において、児童虐待の防止や性暴力防止等の研修を実施しました。 ③関連事業を活用して広報・啓発を実施しました。 ④公民館で人権・同和教育を実施し、社会的弱者への認識を深める学習活動を行いました。 | ○ ①配偶者等からの暴力防止・救済のための制度等の周知については、保健福祉課よりホームページで周知されています。 ○ ②愛媛県教育委員会からの指導の周知等を実施しています。 ○ ③広報・啓発等を行う回数は確保できていません。 ○ ④学習活動の参加は、女性がほとんどのため、男性が参加しやすい環境づくりを工夫する必要があります。 | ①国、県等の啓発資材を活用し、啓発資材、制度等周知の充実を図ります。 ②各種現職教育研修会において、児童虐待の防止や性暴力防止等の研修を取り上げます。 ③引き続き関連事業を活用して広報・啓発を実施します。 ④人権に関するテーマは多岐にわたっています。人権・同和問題学習会だけでなく、男女が参加する教室などでも人権について学ぶ機会を取り入れていきます。 | ①企画財政課 ②学校教育課 ③保健福祉課 ④生涯学習課 |
| | | | 配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制の確立 | ①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法9)」に基づき、県や警察など関係機関との連携を強化します。 ②関係機関との連携の強化を通じて、被害者支援のための「ワンストップ・サービス」の構築を推進します。 ③配偶者等からの暴力防止・救済に向けた、担当者会議を行います。 ④現場で被害者支援を行う相談員の質の向上・維持に向けた研修を促進します。 ⑤様々な媒体や機会を通じて、配偶者等からの暴力防止・救済のための制度等の周知に努めます。 | ○ ①普及より、情報共有を行い県や警察など関係機関との連携を図っています。 ○ ②状況に応じて、関係機関と連携し、被害者支援の体制の構築を行っています。 ○ ③ケースごとに関係機関が配偶者等からの暴力防止・救済に向けた会議を行いました。 ○ ④相談員などを対象にした研修は実施できませんでしたが、県関係機関が実施する研修会へ担当者が参加し、スキルアップに努めました。 ○ ⑤配偶者等からの暴力防止・救済のための制度等の周知を行いました。 | ○ ①~⑤適宜、状況に応じて関係機関での連携を図りながら、定期での担当者会議などによる情報共有を行っております。多様化する事案に対して、関係者の研修等を継続して実施することが重要です。 | ①~⑤保健福祉課 | |
| | | | - | ③④配偶者等からの暴力救済や発生防止に向けたケース会議を開催しました。 | ○ ③④ケース会議を開催し、支援・対応方法を検討し、必要に応じて保護・分離を行い、暴力の不安なく、安心・安全に生活が送れるよう支援を行うことができています。 | ③④高齢者支援課 | | |
| | | | - | ⑤国や県から届く啓発資材を窓口に掲示しました。また、啓発資材を担当課に共有しました。 | ○ ⑤配偶者等からの暴力防止・救済のための制度等の周知については、保健福祉課よりホームページで周知されています。 | ⑤企画財政課 | | |

第3次愛南町男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況報告書

◎順調(目標達成済) ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

| 第3次計画の体系 | | | 具体的な取組 | 数値目標 | 取組状況 | 課題評価 | 令和5年度以降の計画 | 回答課 | | | | | |
|-------------------------|-------------------|--|------------------|--|------|--|------------|---|--|--|--|---|---------|
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | | | | | | | | | | |
| [5]生涯にわたる安心・安全な男女の健康づくり | 【8】あらゆる暴力の根絶 | 17. 安心できる相談・支援体制の充実 | 被害者の保護・自立支援 | ①県などの関係機関との連携により、被害者の一時保護や自立を支援します。 ②被害者等へのカウンセリング専門機関や、医療機関に関する情報を提供します。 ③誰もが、地域社会の中で安心して暮らすことができるように、地域での見守り体制の構築を目指します。 | - | ①指定した一時保護施設はありませんが、町内の場合は福祉施設や災害時等緊急避難住宅を活用して対応しています。 ②必要に応じ、関係機関と連携して支援を行いました。 | ○ | ①②被害者が安心して受けられる支援体制が必要です。 | ①②関係機関と連携した支援体制を維持します。 | ○ | ①②保健福祉課 | | |
| | | | 高齢者の介護予防・生活支援の充実 | ①「愛南町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する各種支援サービスを実施するとともに、介護予防事業や生活支援事業の充実を図ります。 | - | ①関係機関と連携して、分離・保護を実施しました。 ②③必要に応じた相談対応を行い、サービスや関係機関につなぐ支援を実施しました。 | ○ | ①～③関係機関と連携して、安心して生活できるよう支援を行うことができています。 | ①～③今後も関係機関と連携し、安心できる相談・支援体制を構築していきます。 | ○ | ①～③高齢者支援課 | | |
| | | | 高齢者の生きがい活動支援の充実 | ①「愛南町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する各種支援サービスを実施するとともに、介護予防事業や生活支援事業の充実を図ります。 | - | ①単位老人クラブ55クラブ中、28クラブで友愛活動(声かけや話相手など)を実施しました。 身体や環境上等の理由によりひとり暮らし高齢者等に緊急通報システムを設置し、見守りを実施しました。 介護予防教室や地域活動支援、協議体会議の開催等実施しました。 新たに第2層協議体を開催し、より身近な場所で生活支援体制づくりについて協議を行いました。 | - | ①訪問されることを苦手な方もいますが、そういう方こそ引き続き声かけをしていく必要があります。 介護予防や地域づくり等について普及啓発や情報共有ができ、関係機関との連携が図られています。また、生活圏域での地域資源や課題に沿った支援体制づくりに取り組みことができています。 | ○ | ①町連老人クラブの総会や理事会を通じて、友愛活動の実施を要請します。引き続き介護予防や生活支援について、普及啓発や、活動支援、体制整備を推進します。 | ①町連老人クラブの総会や理事会を通じて、友愛活動の実施を要請します。引き続き介護予防や生活支援について、普及啓発や、活動支援、体制整備を推進します。 | ○ | ①高齢者支援課 |
| | 【9】ともに支え合う福祉環境づくり | 18. 高齢者や障がい者への支援 | 高齢者の就業支援 | ①高齢者の体力維持や閉じこもりの防止、また高齢者の生きがいに向けて、社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動や、公民館活動など社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。 | - | ①老人クラブ主催のクローカー大会、グラウンドゴルフ大会及び交流事業を通して心とからだの健康づくりに努めました。また、地域の清掃活動を実施しました。 | ○ | ①老人クラブの新規の加入者が少なく、会員数は毎年少しずつ減少し、会員の高齢化のため休会となる老人クラブもありますが、グラウンドゴルフ大会の参加者数は増加しています。 | ①クローカー大会、グラウンドゴルフ大会、カラオケ大会及び交流事業を実施します。 | ○ | ①高齢者支援課 | | |
| | | | 障がい者福祉の推進 | ①「愛南町障がい者計画・愛南町障がい福祉計画」に基づき、障がい者支援のための総合的な取組及び各種支援サービスを実施します。 | - | ①公民館において、高齢者を対象にした健康づくり教室や体操教室を開催し、高齢者の生きがいづくりを支援しました。 | ○ | ①高齢者の健康に関する意識は高く、率先して参加してくれていますが、参加者の固定化は否めません。 | ①公民館だよりやホームページで事業の内容をアピールし、新規参加者を募集していきます。 | ○ | ①生涯学習課 | | |
| | | | 地域福祉の推進 | ①一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者など、地域と連携して見守る体制の整備に努めます。 | - | ①シルバー人材センター等関係機関との連携を図り、高齢者の就業環境の整備に努めます。 | - | ①シルバー人材センターへの協力体制と指導等を実施しました。 | △ | ①センター登録者の加入者数は、ほぼ横ばいです。更なる加入促進を行います。 | ①シルバー人材センターの周知を図ります。 | ○ | ①高齢者支援課 |
| | | | 地域福祉の推進 | ①一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者など、地域と連携して見守る体制の整備に努めます。 | - | ①相談支援事業の充実を図り、障がいのある人の心身の状態にあったサービスを提供しました。 | - | ①庁舎内に総合相談窓口を設置し、関係機関と連携して支援を実施しました。また、社会福祉協議会と連携し地域づくりに取り組みました。 | ○ | ①社会資源が不足しているため、地域の中で安心して暮らしていくための新たな社会資源の開発への取組が必要です。 | ①関係機関と連携して検討を行います。 | ○ | ①保健福祉課 |
| | 地域福祉の推進 | ①一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者など、地域と連携して見守る体制の整備に努めます。 | - | ①一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者など、地域と連携して見守る体制の整備に努めます。 | - | ①庁舎内に総合相談窓口を設置し、関係機関と連携して支援を実施しました。また、社会福祉協議会と連携し地域づくりに取り組みました。 | ○ | ①関係機関との情報共有が必要です。 | ①引き続き関係機関と連携し、支援体制の整備を行います。 | ○ | ①保健福祉課 | | |
| | 地域福祉の推進 | ①一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者など、地域と連携して見守る体制の整備に努めます。 | - | ①ひとり暮らし高齢者等に緊急通報システムを設置し、地区民生委員や老人クラブの見守りを実施しました。 認知症高齢者等905ネットワーク事業では、行方不明となった高齢者を早期に発見、保護し再発防止に取り組みました。 | - | ①ひとり暮らし高齢者等に緊急通報システムを設置し、地区民生委員や老人クラブの見守りを実施しました。 認知症高齢者等905ネットワーク事業では、行方不明となった高齢者を早期に発見、保護し再発防止に取り組みました。 | ○ | ①民生委員が高齢者の情報把握に努め、役場と連携を取っています。 関係機関と連携して、安心して生活できるよう支援を行うことができています。 | ①地域と連携して高齢者の支援を行います。 認知症等で行方不明となる恐れのある高齢者を把握し、適切な支援を行います。 | ○ | ①高齢者支援課 | | |

第3次愛南町男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況報告書

◎順調(目標達成済) ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

| 第3次計画の体系 | | | 具体的な取組 | 数値目標 | 取組状況 | 課題評価 | 令和5年度以降の計画 | 回答課 | | |
|-------------------------|-------------------|-----------------|-------------------------------|---|---|---|------------------------------------|---|--|------------------|
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | | | | | | | |
| 【5】生涯にわたる安心・安全な男女の健康づくり | 【9】ともに支え合う福祉環境づくり | 19. 生活福祉の推進 | 様々な困難に直面している人への支援 | ①男女別ニーズに配慮しながら、ひとり親家庭や生活困窮世帯等への公的支援を行います。 ②ひとり親家庭が抱える悩みや、生活困窮に関する悩みの解決に向けて、相談窓口の充実・強化を図ります。 ③生活困窮世帯等に対する職業能力開発のための支援や、経済的支援など、関係機関・団体等と連携して、自立に必要な支援を行います。 | - | ①生活困窮世帯への医療費の助成を行いました。 ■ひとり親家庭医療費助成額 12,173千円 対象者 353人 | ○ | ①令和4年度は前年度と比べ対象者が減少していることから、助成額も減少しました。 | ①今後も引き続きひとり親家庭を経済的に支援し、生活の安定及び向上を図ります。 | ①町民課 |
| | | 20. 生涯にわたる健康づくり | 全てのライフステージに対応した健康の保持・増進対策の推進 | ①乳幼児健診、特定健診やがん検診など様々な機会を通じて、健康づくり・食育活動などについての知識の普及や啓発活動を行います。 ②安心して出産できるような妊産婦健診等の充実を図るとともに、相談や保健指導を行うことで、妊娠からの切れ目のない支援を行います。 ③成人期や高齢期等における健診や保健指導、相談体制のさらなる充実にも努めるとともに、思春期・青年期における健康に関する諸問題についての支援を行うなど、ライフステージに応じた健康づくりの取組を推進します。 ④健康診査の充実、受診率の向上に努めるとともに、女性に特有ながん(子宮頸がん、乳がん等)の予防・早期発見に対する支援を行います。 ⑤誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動を推進します。 | ①新型コロナウイルス感染症の感染対策をとりながら乳幼児健診、特定健診やがん検診を予定通り行いました。 ②妊娠届出時に面談を行い、妊娠期から継続した関わりを持つことで、安心して出産・育児ができるよう支援をしました。 ③健診結果が要指導者に対して、個別指導を継続して行い、疾病予防や重症化予防に努めました。 高校生に対して思春期講座を行い、思春期の課題や対処方法、相談窓口の周知を行いました。 ④特定健診・がん検診の予約方法にWEB予約を取り入れ、若い世代が予約しやすい体制を整えました。 また、働き盛り世代への受診動員のため、商工会を通じて周知を行いました。 | ○ | ④特定健診、がん検診の受診率向上に向けて、更なる取り組みが必要です。 | ①乳幼児健診や、特定健診等の機会に、健康に関する知識の普及を行います。 ②妊娠期からの関わりを持ち続けることで、安心して出産、子育てできるよう継続した支援を行います。 ③思春期から成人期、高齢者までのライフステージの健康課題に対する取り組みを行い、保健指導や健康教育の充実を図ります。 ④特定健診、がん検診の充実や受診率向上を図り、早期発見、早期治療、重症化予防につなげます。 | ①～③今後も継続して実施します。 ①～③保健福祉課 | |
| | | 21. 健康対策の充実 | 性と生殖に関する健康について学習機会の充実と相談体制の整備 | ①家庭・学校・地域等で、身体的、心理的、社会的な「性」の問題について総合的に学習する機会の充実と、相談体制の整備を図ります。 ②家庭・学校と連携し、高校生と大人を対象とした「思春期講座」を実施します。 | - | ①愛媛県教育委員会保健体育課から発出された「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル」心と体のために」を活用し、家庭・学校・行政等と連携して学習機会の充実を図りました。 ②高校生を対象に思春期講座を実施しました。また、大人に対しては思春期のところからた健康講座を実施しました。 | △ | ⑤依然として続コロナ禍の中、感染対策を講じながら、活動を行いました。 | ⑤引き続き、誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動を推進します。 | ⑤生涯学習課 |
| | | | | | - | | ○ | | | ①学校教育課 ②保健福祉課 |

第3次愛南町男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況報告書

◎順調(目標達成済) ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

| 第3次計画の体系 | | | 具体的な取組 | 数値目標 | 取組状況 | 課題評価 | 令和5年度以降の計画 | 回答課 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|---|------|---|---|---|---------|
| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 | | | | | | |
| [5]生涯にわたる安心・安全な男女の健康づくり | 【11】防災・減災対策に向けた男女共同参画の推進 | 2.2. 防災分野での女性の参画推進 | 防災分野での女性の参画推進 ①男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮した地域防災計画の策定に努めます。 ②消防団等防災分野への女性の参画拡大を図るとともに、男女ともに参加しやすい訓練・研修の実施に努めます。 | - | ①男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮した地域防災計画を策定しています。 ②各種団体において、防災訓練、研修会を実施しました。 59組織 2,767人 防災士資格を30名取得(内女性13名) | ②訓練や研修には女性が多く参加していますが、男女ともに参加しやすい訓練・研修内容が必要です。 ○ | ①国や県の防災基本計画や地域防災計画の修正に合わせて随時修正を行ってまいります。 ②男女がともに参加しやすい防災訓練・研修を実施します。また、男女共同参画に配慮した地域防災計画の修正及び女性の防災リーダーを育成していきます。 | ①②防災対策課 |